

裁 判 所	大阪高等裁判所（第1事件） 東京高等裁判所（第2事件） 大阪高等裁判所（第3事件）
事 件 番 号	令和元年（ラ）第1440号（第1事件） 令和2年（ラ）第946号（第2事件） 令和2年（ラ）第203号（第3事件）
事 件 名	文書提出命令申立についてした決定に対する抗告事件・同附帯 抗告事件ほか
判決年月日	令和元年1月16日（第1事件） 令和2年10月16日（第2事件） 令和2年10月23日（第3事件）
判 示 事 項	労働基準監督署長が所持している各文書（災害調査復命書、 聴取書等）が、民訴法220条4号ロにいう「公務員の職務上の秘 密に関する文書」であり、「その提出により（中略）公務の遂 行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの」に該当するとされ た事例
判 決 要 旨	〈略〉
事案の概要	本件各事件は、雇用関係にあったX1らが使用者に対して不法 行為又は安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求を求めた事案 において、労働基準監督署長が所持している労働災害認定に係 る各文書（災害調査復命書、聴取書等）の提出を求められたも のである。
訟 務 月 報	67巻5号